

家財道具撤去補助金申請における留意事項

- この補助金は、空き家等に残置された状態の電化製品、家具・調度品、衣類、食器類等の家財道具の撤去にかかる費用が補助対象となります。
(産業廃棄物の処分に係る費用は補助対象外)
- 補助金の申請には、撤去される家財道具全ての写真が必要です。
また、撤去作業中（車両積込み時のもの）及び撤去後の写真も必ず添付してください。写真がない場合、補助対象にならないことがありますので、ご注意ください。
- 申請には、家財道具の撤去に伴い発生した処分料、運搬費用等の領収書(写し)を全て添付してください。
- 撤去に要した人件費(事業者に委託する場合を除く)や、処分する家財道具等を売却して収入を得るものについては補助対象なりません。
- 補助金の交付申請書は家財道具を撤去された年度の最初の3月31日までに
都市住宅課まで提出してください。
※売買(又は賃貸)契約前の撤去費用は補助対象なりません。

【業者委託される場合について】

- ・「一般廃棄物収集運搬許可業者」のみ対象となります。
※一般廃棄物収集運搬許可業者は別紙のとおりです。(14社)
- ・業者へ支払われる委託料のうち、「家電リサイクル料」、「丹波市クリーンセンターの投棄手数料」及び積込み、分別、運搬に伴う「人件費」「運搬費」は補助対象となりますが、それ以外の費用は補助対象外となります。
- ・補助金交付申請書には「空き家の売買契約書の写し」のほか、次の書類を必ず添付してください。
 - ア 領収書及び金融機関振込依頼書（写し）
※業者への支払いは必ず口座振込でお願いします
 - イ 業者が一般廃棄物処理機関等に支払った領収書の写し
※丹波市クリーンセンターや、特定家庭用機器廃棄物処理業者の受領書(家電リサイクル券)など
 - ウ 委託料の請求内訳書
 - エ 全ての家財道具の撤去前、撤去作業中、撤去後の写真(カラー)
※コピー用紙等にプリントして提出される場合は、A4版の用紙を使用していただき、用紙1枚につき概ねL版サイズの写真データを3枚ずつプリントしてご提出ください。

※ご不明な点がございましたら、丹波市役所都市住宅課までご連絡ください。【TEL0795-74-2364/Fax0795-74-1592】